

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 7 年 度 第 7 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成27年11月13日（金曜日） 午後1時30分から午後5時まで

2 場 所

ウイングス京都 2階 会議室1・2

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，松本委員，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

【建築審査会事務局】

溝上建築指導部長，中山建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，高木建築安全推進課長，出嶋調査係長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，賀長道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員

【参考人】

松苗係長

<議事事項(4)の担当者>

下山学校施設リニューアル担当課長（教育委員会教育環境整備室），澤本建築整備担当課長（公共建築整備課）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成27年度第5回，臨時会及び第6回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

ウ 全国建築審査会長会議について

(2) 保存建築物の登録案件に関する報告

下京区における歴史的建築物の保存建築物登録

(3) 同意案件に関する審議

下京区における歴史的建築物の法適用除外の指定について

(4) 同意案件に関する審議

京都市立日吉ヶ丘高等学校改修工事に係る京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例に基づく許可

(5) 同意案件に関する報告

ア 京都駅南口駅前広場の再整備 タクシー乗場上屋他に係る道路内建築物許可

- イ ノートルダム女学院中学高等学校エレベータ増築工事に係る高さ許可
- (6) 包括同意案件に関する報告
 - バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（17件）
- (7) 包括同意案件に関する報告
 - ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可
 - （専用住宅：西京区2件，山科区1件，北区1件，左京区1件，南区1件）
 - イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可
 - （専用住宅：伏見区2件，西京区1件）
- (8) 同意案件に関する報告
 - ア 建築基準法第42条第2項及び第6項に基づく道路の指定（北区1件）
 - イ 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）
- (9) 平成27年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（7）まで
- ・非公開：上記の議題（8）及び（9）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成27年度第5回，臨時会及び第6回会議の議事録の承認
結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を12月11日（金）午後1時30分から京都市国際交流会館で開催することとした。

ウ 全国建築審査会長会議について

全国建築審査会長会議について，事務局から資料の提示及び報告を受けた。

(2) 保存建築物の登録案件に関する報告

[下京区における歴史的建築物の保存建築物登録]

ア 報告の概要

これまでの審査会で意見の聴取をした，京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく，下京区における歴史的建築物に係る保存建築物の登録について，処分庁から登録した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
25	下京区烏丸通七条上る常葉町754番地他	宗教法人 真宗大谷派 代表役員 里雄 康意	寺院

イ 報告の結果：了承

(3) 同意案件に関する審議

[下京区における歴史的建築物の法適用除外の指定について]

ア 議案の概要

建築基準法第3条第1項第3号に基づく建築基準法適用除外建築物の指定について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
27	下京区烏丸通七条上る常葉町754番地他	宗教法人 真宗大谷派 代表役員 里雄 康意	寺院

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：15、16ページの御休息所のデザインは特に変更はないということによろしいですか。

処分庁：はい。

(4) 同意案件に関する審議

[京都市立日吉ヶ丘高等学校改修工事に係る京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例に基づく許可]

ア 議案の概要

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例に基づく許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
26	東山区今熊野悲田院山町5番地の22	京都市長 門川 大作	学校（高等学校）

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：渡り廊下の考え方で1棟になるのか、別棟になるのかで斜面地条例にかかるかどうかという考え方を示していただいているのですが、今回の場合は重層の渡り廊下であるということとか、外観上、開放性のあるものは別棟のような感じに思っていたのですが、図面を見ますと少し閉鎖している部分があり、そういうことも含めて総合的に判断されたということによろしいでしょうか。

処分庁：10ページを御覧ください。1棟、2棟の判断ですが、基本は建物同士をくっつけてしまうと1棟になりますが、ただ、【判断基準1】で書いてありますとおり、学校等につきましても、このように1階部分のみで渡り廊下でくっついているところがございます。このようなものにつきましても、外観上もそうですし、一体性の要件でいいますと少し離れているところがあり、外観上も一体性がないし、機能上の一体性もないということで別棟としております。今回につきましても、外観上は重層の渡り廊下ということと③機能上の一体性というところの<判断例2>において、斜面地等において建築物の主要な動線が別の建築物を利用することで成立する場合ということと2

棟と3棟が重層の渡り廊下で繋がることによりまして、3棟の1階、2階における生徒、教師の動線が変わってくるということで、機能的にも2棟と3棟の一体性が高まっているということで、1棟の判断をさせていただきました。

委員：10ページには日本建築行政会議における1棟の判断についてと書いてあるし、6ページでは京都市における1棟の判断となり、1棟の判断の基準が違うということになるのですか。

処分庁：別の判断基準ということではなく、10ページでお示ししております日本建築行政会議において行っている統一的な判断基準に基づいて京都市も判断を行っておりますので、少し表現が異なるため、別の基準があるような書き方をされていますが、同様の考え方で京都市も行っております。

委員：京都市は3つの要件がなくても一体性とみる場合があるということなんですかね。

処分庁：そうです。

会長：日本建築行政会議を基に判断を行っているというのであれば、その言い方に揃えた方がいいかと思います。

委員：全然書き方が違いますよね。例えば6ページのところで、構造上の一体性の高低と書いてあるのですが、ここには構造上の一体性があるとは言えないと書いていますが、京都市の基準を考えると構造上の一体性はないと書くのが正しい書き方ではないでしょうか。

会長：そう言っても問題はないですね。

処分庁：今回については構造上の一体性はないという表現でも誤りではなく、むしろそう書くべきであったと思います。

会長：確かに委員がおっしゃるとおり、厳密に読んでいくと少しずつ違うように書かれているように見えますので、それを10ページに合わせて6ページの表現を修正していただけますか。今後、行政的には斜面地の検討が終われば着工を目指すということになる訳ですか。

処分庁：本件が同意いただけましたら、日影の許可があり、そちらも終わりましたら計画通知の手続きを経て工事に着工する流れになります。

(5) 同意案件に関する報告

[ア 京都駅南口駅前広場の再整備 タクシー乗場屋他に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

これまでの建築意審査会で同意した建築基準法第44条第1項第2号及び第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
6	南区西九条院町 地先	京都市長 門川大作	待機場
7	南区西九条院町他 地先	京都市長 門川大作	待機場
8	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
9	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
10	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
11	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
12	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
13	下京区東塩小路釜殿町 地先	京都市長 門川大作	停留所
14	下京区東塩小路釜殿町 地先	京都市長 門川大作	停留所
15	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
16	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
17	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
18	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
19	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
20	下京区東塩小路高倉町 地先	京都市長 門川大作	自動車車庫
21	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所
22	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所
23	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所

イ 報告の結果：了承

[イ ノートルダム女学院中学高等学校エレベータ増築工事に係る高さ許可]

ア 報告の概要

これまでの建築意審査会で同意した建築基準法第55条第3項第2号に基づく高さ許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
24	左京区鹿ヶ谷桜谷町1-1他	学校法人 ノートルダム女学院 理事長 和田 環	中学校, 高等学校 (エレベータ)

イ 報告の結果：了承

(6) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可 (17件)]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
603	右京区西京極西池田町地先	京都市交通局 自動車部技術課長 濱田 秀一	バス停留所の上家
604	北区紫竹西野山東町47-2番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
605	北区紫野西泉堂町60番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
606	東山区泉涌寺雀ヶ森町1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
607	南区吉祥院御池町31番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
608	右京区花園寺ノ内町5番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
609	右京区花園寺ノ前町15-20番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
610	右京区花園木辻南町2-3番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
611	右京区花園藪ノ下町8-10番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
612	右京区花園藪ノ下町2-3番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
613	中京区西ノ京伯楽町22番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
614	中京区西ノ京伯楽町22-4番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
615	中京区西ノ京円町42-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
616	下京区稲荷町332-1番地先	京阪バス株式会社 代表取締役社長 脇 博一	バス停留所の上家
617	山科区竹鼻堂ノ前町46-1番地先	京阪バス株式会社 代表取締役社長 脇 博一	バス停留所の上家
618	山科区竹鼻堂ノ前町41-1番地先	京阪バス株式会社 代表取締役社長 脇 博一	バス停留所の上家
619	山科区音羽野田町15-2番地先	京阪バス株式会社 代表取締役社長 脇 博一	バス停留所の上家

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会長：京阪バスと京都市バスで同じ広告付きバス停を建築されるということですね。また、京都市の申請は基本的に部長名で申請されていますが、一つだけ課長名で申請されていますね。これは何かルールがあるのですか。

処分庁：そちらにつきましては、広告付きバス停と普通のバス停になりまして、広告付きバス停は事業としてやっておりますので申請者が部長となっております。

会長：わかりました。

(7) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：西京区2件、山科区1件、北区1件、左京区1件、南区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1007	西京区山田御道路町17番4の一部及び17番5	株式会社カーサプランニング 代表取締役 堀越 大輔	専用住宅
1014	山科区東野南井ノ上町6番24、6番25の一部、6番28の一部及び6番29	京阪住研 代表取締役 荒木 勝徳	専用住宅
1015	北区上賀茂竹ヶ鼻町38番地の一部	みやこエステート株式会社 代表取締役 原田 詔石	専用住宅
1012	西京区嵐山茶尻町7番3	株式会社 朱雀工務店 代表取締役 竹内 健治	専用住宅
1020	左京区吉田下阿達町31番48	株式会社 ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城 一守	専用住宅
1022	南区西九条蔵王町11番17の一部	株式会社東寺ハウジング 代表取締役 古田 彰男	専用住宅

イ 報告の結果：了承

[イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：伏見区2件、西京区1件)]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1017	伏見区向島本丸町26-4の一部, 向島二ノ丸町73の一部	ディラント山京株式会社 代表取締役 伊藤 良之	専用住宅
1018	伏見区向島本丸町26-4の一部	ディラント山京株式会社 代表取締役 伊藤 良之	専用住宅
1019	西京区嵐山朝月町5-33	富広住宅 代表者 安田 俊廣	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(8) 同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第42条第2項及び第6項に基づく道路の指定（北区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第42条第2項及び第6項に基づく道路の指定について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者
8002	北区	(個人)

イ 報告の結果：了承

[イ 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9008	左京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(9) 平成27年度第1号審査請求事件に関する審議

平成27年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。なお、審議の間、和田建築審査課長は退席した。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄